

台湾向け「食品の輸出」に関する 原産地証明書への産地都道府県名の記載方法について【追加】

神戸商工会議所・貿易証明センター

標記の件につきまして、新たな記載方法を追加いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本記載方法の有効性につきましては、当商工会議所が保証するものではなく、現地税関が最終的に判断することとなりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

【今回追加する記載方法】

原産地証明書の第 6 欄にアイテム No.と都道府県名を記載し、第 7 欄のアイテム No.でひも付けする方法です。別紙①の記載例をご参照ください。

★次の典拠書類が必要です。

①輸出者発行のコマーシャル・インボイス（産地都道府県名を記載したもの）

②根拠書類：製造証明書、加工証明書、生産証明書、漁獲（養殖）証明書など

※根拠書類は、発行者（製造者、漁獲者など）の社印が押印されたもので、当該輸出貨物を製造あるいは漁獲したことが明記され、その場所が特定できるものが必要です。

※根拠書類の商品は、コマーシャル・インボイスに記載された商品とのひも付けが確認できるようにしてください。

※製造証明書などのサンプルは別紙②をご参照ください。

【従来の記載方法①】（2015 年 6 月 11 日以降）

原産地証明書の第 6 欄に都道府県名を記載する方法で、第 7 欄の商品とのひも付けはできませんが製造証明書などの提出は不要です（次の記載例をご参照ください）。

【第 6 欄への記載例】

Place of Manufacture : Hyogo（工業品の場合）

Place of Production : Hyogo（農産品の場合）

Catching Area : Hokkaido（水産品の場合）

★次の典拠書類が必要です。

①誓約書（別紙③）

②輸出者発行のコマーシャル・インボイス（産地都道府県名を記載したもの）

【従来の記載方法②】（2015 年 5 月 15 日以降）

原産地証明書の**第 7 欄、第 8 欄**に“Shipper’s Statement”（輸出者宣誓文）と記載のうえ、それに続いて商品の産地都道府県名を記載する方法です（次の記載例をご参照ください）。

【第 7 欄、第 8 欄への記載例】

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. Chocolate | 50 PCS |
| 2. Orange juice | 200 PCS |
| 3. Cheese | 100 PCS |

“Shipper’s Statement”

- | |
|------------------------------------|
| 1. Chocolate: Produced in Hyogo |
| 2. Orange juice: Produced in Hyogo |
| 3. Cheese: Produced in Hokkaido |

★次の典拠書類が必要です。

○輸出者発行の商業・インボイス（産地都道府県名を記載したもの）

【ご注意】

- *これらの対応は、**台湾向け食品**の輸出のみを対象としています。
- *神戸商工会議所発行の原産地証明書は「私文書」であり、日本政府または自治体発給の証明書（公文書）ではありません。よって、これをもって台湾税関での円滑・簡易な通関を保証するものではありません。
- *これらの対応は、今後の情勢によって事前の通知なしに内容を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

以 上

【本件担当】

神戸商工会議所 産業部 貿易証明センター

〒650-8543 神戸市中央区港島中町 6-1 電話：078-303-5807 FAX：078-306-2348

1. Exporter (Name, address, country)		CERTIFICATE OF ORIGIN Issued by The Kobe Chamber of Commerce & Industry Kobe, Japan	
2. Consignee (Name, address, country)		*Print ORIGINAL or COPY	
		3. No. and date of Invoice	
		4. Country of Origin JAPAN	
5. 工業品は「Place of Manufacture」 農産品は「Place of Production」 水産品は「Catching Area」 生産県が複数の場合、第 7 欄のアイテム No. とひも付けします。		6. Remarks Place of Manufacture 1-2. Hyogo 3. Hokkaido	
7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods			
8. Quantity			
1. Chocolate 50 PCS			
2. Orange juice 200 PCS			
3. Cheese 100 PCS			
Total 350 PCS			
★第 7 欄には都道府県名を記載できません。			
★製造業者名、住所、国名は従前どおり第 6 欄に記載できますが、ひも付けはできません。			
9. Declaration by the exporter		10. Certification	
		Certificate No.	

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社（輸出者名） 御中

工業品は「製造証明書」「加工証明書」
農産品は「生産証明書」
水産品は「漁獲(養殖)証明書」
などに変更してください。

株式会社△△△△（製造者名） 印

製造証明書

下記につきまして、当社で製造した商品であることを証明いたします。

記

- 1. 品名 チョコレート（Chocolate）
- 2. 数量 50 PCS
- 3. 製造日 20XX 年 XX 月 XX 日
- 4. 製造場所 株式会社△△△△ 神戸工場
 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

数量は、原産地証明書に記載の数量以上でなくてはなりません。

以 上

本証明書は、製造業者（生産者、漁獲者）が作成します。
なお、農家や漁師などからの証明書取得が困難な場合は、
農協や漁協による証明でも有効といたします。

食品輸出に係る原産地証明書への産地記載に関する誓約書

年 月 日

神戸商工会議所 御中

会 社 名

社印

部 課 名

担 当 者

電 話 番 号

月 日付作成の弊社申請日本原産地証明書（インボイス No. ）の
Remarks 欄に記載の産地は、すべて真実かつ正確であり本件に関する一切の責任を弊社が
負いますことを誓約いたします。

併せて、貴所の指示あるときは、製造証明書、漁獲（養殖）証明書、加工証明書、納品書
等、当該輸出品の産地がわかる資料を速やかに提出することを誓約いたします。